

静岡地方最低賃金審議会の答申に対する談話

最低賃金 1,154 円では生活できない

労働者の暮らしを支える「最低賃金 1,700 円以上」を求める

2026 年 8 月 12 日、静岡地方最低賃金審議会は、2026 年度の静岡県最低賃金について現行の時間額 1,097 円から 57 円（5.20%）引き上げ、1,154 円とする答申を行った。今回の答申は、中央最低賃金審議会が示した 56 円の目安を 1 円上回るものではある。しかし、私たちは、この答申を到底容認することはできない。確かに、57 円という引上げ額は過去最高水準の一つである。しかし、問われるべきなのは「昨年より何円上がったか」ではない。「最低賃金 1,154 円で、静岡県で働く労働者が健康で文化的な生活を営むことができるのか」これが最低賃金を決定するうえで最も重要な問題である。

1. 最低賃金 1,154 円では、まともに生活できない

物価高騰は労働者の暮らしを直撃している。食料品、電気・ガスなどの光熱水費、家賃、交通費、通信費、日用品など生活に不可欠な支出は増加している。一方、最低賃金近傍で働く労働者は、こうした生活必需品への支出割合が高く、物価上昇による影響をより強く受けている。最低賃金でフルタイム働いたとしても、そこから税金や社会保険料を負担しなければならない。家賃を払い、食事をとり、光熱費を支払い、医療費を負担し、交通・通信手段を確保する。さらに、冠婚葬祭、衣服、教育、文化・娯楽など、人間として社会生活を営むための費用も必要である。1,154 円という水準は、こうした生活を保障するにはあまりにも低い。「働けば貧困から抜け出せる」はずの社会で、働いても生活が成り立たないという状況を放置することはできない。

2. 最低賃金決定基準を「企業が払える額」から「労働者が生活できる額」へ

最低賃金法は、地域別最低賃金について、地域における労働者の生計費、賃金、通常の事業の賃金支払能力を考慮して定めることを求めている。しかし、最低賃金の議論では、ともすれば「企業がどこまで負担できるか」という視点が前面に出る。もちろん、中小企業・小規模事業者の経営を守ることは重要である。しかし、そのために労働者の低賃金を固定化することは認められない。企業が賃金を払えるようにすることと、労働者の賃金を低く抑えることは、同じではない。政府と自治体は、中小企業に対する直接的な賃上げ支援、社会保険料負担の軽減、税制支援、価格転嫁の徹底、公共料金・公共調達における適正な労務単価の確保など、企業が賃上げできる環境をつくる責任を負っている。

3. 最低生計費を最低賃金決定の中心に据えるべきである

最低賃金の水準を決めるうえで、最も重要なのは、実際にその地域で生活するためにいくら必要なのかを明らかにすることである。私たちは、最低生計費試算調査など、労働者の生活実態を踏まえて必要な費用を積み上げる調査を全国で実施してきた。最低賃金は、単に「最低限生きていける」金額ではなく、労働者が社会の一員として自立し、健康で文化的な生活を営むことのできる水準でなければならない。したがって、最低賃金を決める際には、企業側の支払能力を理由に必要生計費を切り下げるのではなく、まず「静岡県で人間らしく生活するにはいくら必要なのか」を明らか

にし、その水準を賃金として保障することが必要であり、私たちの調査では独身 25 歳男子の単身者では 1,904 円が必要との結果である。

4. 静岡県の最低賃金を 1,700 円以上に

私たちは、静岡県最低賃金を少なくとも 1,700 円以上に引き上げることを求める。これは単なる数字上の要求ではない。最低賃金で働く労働者が、フルタイムで働けば自立して生活できる賃金を保障すること、そして「働く貧困」をなくすことを目指した要求である。最低賃金 1,700 円以上を実現することは、最低賃金近傍で働く労働者だけの問題ではない。最低賃金が引き上がれば、その上の賃金水準にも波及し、県内で働く多くの労働者の賃金底上げにつながる。また、賃金が上がれば、労働者の購買力が高まり、地域の商店やサービス業などへの消費にもつながる。最低賃金の引上げは、労働者の生活を守るだけでなく、地域経済を立て直すための政策でもある。

5. 中小企業への支援を抜本的に強化せよ

私たちは、中小企業・小規模事業者に最低賃金引上げの負担を押し付けることを求めているのではない。むしろ、最低賃金を引き上げるためには、政府と自治体が中小企業を本気で支援することが不可欠である。そのため、①賃上げに直接つながる十分な助成制度の拡充、②社会保険料負担の軽減、③原材料費・人件費上昇を適切に反映した価格転嫁の徹底、④大企業による買いたたきの是正、⑤公共工事・公共サービスにおける適正な人件費の確保、⑥中小企業・小規模事業者への税制・金融支援の拡充などを政府・静岡県に強く求める。「企業が大変だから賃金を上げられない」という施策から、「企業が賃金を上げられるよう公的に支援する」という政策への転換が必要である。

6. 最低賃金審議会の公開・公正な運営を

静岡地方最低賃金審議会は今年も審議を一部のみ公開にとどまり、実質的な金額の審議が行われる専門部会の審議は公開されなかった上に、最低賃金改定の影響をともに受ける非正規労働者の生活実態を直接聞くことができ、昨年の岐阜県に続き今年三重県でも実施された意見陳述を採用しなかった。これでは、県民には見えないブラックボックスの中での審議であり、全国で審議の全面公開や意見陳述が広がっている状況を考えれば、不誠実な対応と言わざるを得ない。

7. 「働けば普通に暮らせる静岡県」を実現しよう

いま必要なのは、最低賃金を少しずつ引き上げるだけの政策ではない。「働いているのに生活が苦しい」「フルタイムで働いても家賃を払えば生活できない」「ダブルワークをしなければ暮らせない」などの状況をなくすため、最低賃金制度そのものを、労働者の生活を保障する制度へと発展させることが必要である。

私たちは、静岡県で働くすべての労働者が、性別、雇用形態、年齢、職種にかかわらず、働くことで人間らしい生活を送ることのできる社会をめざす。そのために、静岡県最低賃金 1,700 円以上を求める。そして、最低賃金の大幅引上げと中小企業への抜本的な支援を同時に実現することを、政府、静岡県、静岡地方最低賃金審議会に強く求める。

私たちは、今回の答申に対する異議申出をはじめ、最低賃金 1,700 円以上の実現に向けて、労働者・県民とともに取り組みを強めていく。

2026 年 8 月 20 日
静岡県労働組合評議会
事務局長 上野 力